

の経利入価・
払過札格第
込利発競II
み子率行争非

初期利子

(一) 年一・六パーセント
は、募入決定の通知を受け、
式に、払込金額を加え、次の算
十号に、規定する期日に、
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.6}{100} \times \frac{54}{365}$$

(二)

に係る所に、おいて、源泉徴収の
口座に記載又は振替口座の中
の口座に記載又は記録される
金額に、前記(一)の算式
金額に、前記(一)の算式
乗じられた金額の、三・五
債権発行者、又は、外国
者が、非居住者に、又は、
ある、場合、に、は、前記(一)
に、よる、算出、した、金額、
居住者、又は、所得、の、
受ける、所得、の、
金額、を、
控除、する、
る。

平成十七年十二月十日
とし、
払込金額、
支当、
期、
、
下、次、及び、第十、六、号、に、お、い、て、

規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五

第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期にお

十六

償還期限

る利子を支払う。以前六月間に属す

十七

償還金額

平成五十七年六月二十日額面金額百円につき百円

十八

元利支

日本銀行

十九

払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込期日

平成二十七年八月十三日